

2019年度地方創生推進交付金（先駆タイプ、横展開タイプ）における 主な変更点について

本資料は2019年度地方創生推進交付金（先駆タイプ、横展開タイプ）における主な変更点について概要をまとめたものであり、詳細については「2019年度における地方創生推進交付金（先駆タイプ、横展開タイプ）の取扱いについて（以下「取扱い」）」、「Q&A」「申請様式」等の事務連絡を参照してください。

1. 制度全般について

（1）中枢中核都市向けの上限額の新設【取扱いⅢ. 1.（3）、2.（3）】

- ・中枢中核都市について、上限額（先駆タイプ：国費2.5億円、横展開タイプ：国費0.85億円）を新設。

（2）新規事業の申請上限数の見直し【取扱いⅢ. 3.（1）】

- ・新規事業の申請上限数について、都道府県を原則9事業以内（うち広域連携：3事業）、
中枢中核都市を原則7事業以内（うち広域連携：2事業）、市区町村を原則5事業以内
（うち広域連携：1事業）とする。

（3）企業版ふるさと納税との併用

【取扱いⅢ. 3.（7）、Q&A 2-5-3、2-5-4、2-5-5、申請様式】

- ・地方創生推進交付金と企業版ふるさと納税を併用する事業については、地方創生推進交付金の地方負担分に企業版ふるさと納税を活用した寄附を充当することが出来るものとする等の変更。

（4）文化財保護法に基づく取組との連携

【取扱いⅢ. 3.（5）、Q&A 2-7-5、2-7-6、2-7-7、2-7-8、申請様式】

- ・改正文化財保護法に基づく、認定文化財保存活用地域計画等に記載された事業については、申請事業数の上限目安を超える申請を可能とする等の特例を新設。

（5）交付対象となり得る経費の明確化【取扱いⅢ. 3.（3）、Q&A 2-4-2】

- ・これまで原則として交付対象とならないとしてきた一部の経費について、交付対象となり得る場合の要件を明確化。

2. 実施計画の様式について

（1）継続事業の様式

- ・継続事業については、これまで採択年度別に様式が分かれていたが、開始事業年度を入力する欄を設け、継続事業用の様式に一本化。